

栃木市余裕期間設定工事試行要領

第1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資機材の調達及び労働力の確保に資する余裕期間を設定する工事を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 建設資機材の調達及び労働力の確保を行う期間で、契約日の翌日から工事着手期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工事着手日）の前日までの期間
- (2) 実工期 実際に工事を施工するために必要な期間で、工事着手日から工事完成日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）
- (3) 工事着手期限日 発注者が設定する工事着手の期限となる日
- (4) 任意着手方式 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事着手日を選択できる方式

第3 対象工事

余裕期間を設定する工事は、競争入札による工事で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、発注者が必要と認める工事とする。

- (1) 当該年度内に標準工期を確保できる工事
- (2) 余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事
- (3) 継続費、繰越明許費又は債務負担行為が設定されている場合にあつては、当該期間内に標準工期を確保可能な工事

第4 工事着手期限日及び工事着手日

- 1 工事着手期限日は、対象工事に係る契約日の翌日から起算して実工期の30パーセント以内、かつ、60日を超えない範囲内で設定するものとする。
- 2 発注者は、工事着手に係る期限をあらかじめ入札公告及び入札説明書で明示するものとする。
- 3 受注者は、契約締結までに、工事着手日（栃木市の休日を定める条例（平成22年栃木市条例第2号）に規定する休日は除く。）を定め、工事着手通知書（別記様式第1号）により発注者に通知するものとする。この場合において、契約締結日以後、特別な事情がない限り、受注者の都合による工事着手日の変更はできないものとする。

第5 前払金の取扱い

対象工事に係る前払金は、工事着手日の14日前から請求できるものとする。ただし、工事着手日が契約締結日から14日に満たない場合には、契約締結日以後請求できるものとする。

第6 余裕期間内の現場管理等

- 1 余裕期間内における当該工事現場の管理は発注者の責任により行うものとする。
- 2 余裕期間内は、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。
- 3 余裕期間内に行う準備は、受注者の責任により行うものとする。

第7 技術者の取扱い

余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

第 8 経費の負担

余裕期間を設定したことにより増加する経費は受注者の負担とする。

第 9 その他

この要領に定めのない事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以後に入札公告又は指名通知するものから適用する。

別記様式第 1 号

工事着手通知書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

(※)

(※) 自署しない場合は、記名押印してください。

法人の場合は、記名押印してください。

次のとおり工事着手日を定めたので通知します。

工 事 名	
工 事 箇 所	
契約予定年月日	
工 事 着 手 日	
工 期	工事着手日から 年 月 日 まで

- 1 この通知書は、契約の締結までに提出すること。
- 2 契約書には、この通知書により通知した工期（工事着手日及び工事完成日）を記載すること。
- 3 工事着手日は、栃木市の休日を定める条例（平成 22 年栃木市条例第 2 号）に規定する休日を除くものとする。